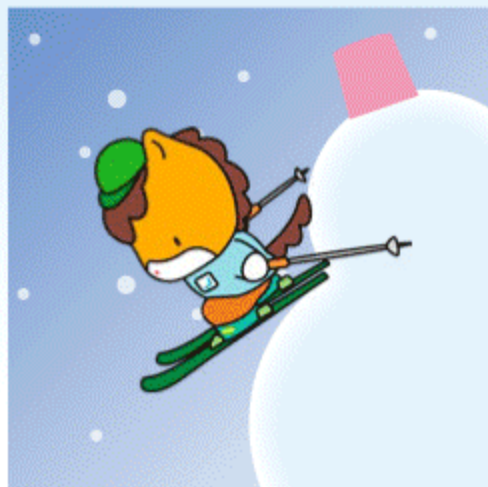


就学前のぐんまの子ども

# はぐくみプラン



保育所・認定こども園・幼稚園  
～さらなる保育の質の向上を目指しましょう～

発行：群馬県教育委員会・群馬県

はぐくみプラン

検索

# 目次

<b>I プラン策定にあたって</b> .....	<b>P.2</b>
1 策定の趣旨 .....	P.2
2 プランの構成 .....	P.3
<b>II プランが目指すもの</b> .....	<b>P.4</b>
<b>III 取組の方向（3つの側面）と方策（10の取組）について</b> .....	<b>P.8</b>
1 子どもにとって望ましい保育の内容・方法や環境の充実 .....	P.8
【取組1】子ども理解と保育の振り返り .....	P.8
【取組2】子どもの健やかな体づくり .....	P.12
【取組3】自然環境を生かした保育 .....	P.14
【取組4】特別な配慮を必要とする子どもの保育 .....	P.16
【取組5】長・短時間混合保育での配慮 .....	P.20
【取組6】子どもの安全の確保 .....	P.22
【取組7】小学校教育との円滑な接続 .....	P.24
【取組8】カリキュラム・マネジメントの適切な実施 .....	P.28
2 家庭における子育ての充実と豊かな親子関係づくりへの支援 .....	P.30
【取組9】保護者への支援 .....	P.30
3 地域社会や関係機関等との連携を生かした保育の推進 .....	P.34
【取組10】地域社会との連携 .....	P.34
<参考資料> .....	P.36

※【取組1】～【取組10】の中に（事例）と記載されているところについては、  
Web上で参照してください。

はぐくみプラン 事例

検索

# I プラン策定にあたって

## 1 策定の趣旨

「ぐんま幼児教育プラン」は、平成15年に、群馬の幼児教育について、幼児教育の対象である満3歳から小学校就学前までの幼児に着目し、本県が育てたい子どもの姿を「豊かに遊び、ともに生きていることに喜びを感じる子ども」とし、この姿に向かうために必要な育ちを支える教育とはどのようなものかを考えていくために策定しました。

さらに、平成21年、26年には、「ぐんま幼児教育プラン」を推進していくために、保育のヒントや手掛かりとなる指導資料として、「就学前のぐんまの子ども はぐみガイド」を作成しました。



そのような中、平成27年に、子ども・子育て支援新制度がスタートしたことを契機に、本県でも、従来からの保育所、幼稚園に加え、保育所と幼稚園の両方の機能を備えた、認定こども園の設置が進んでいます。

平成29年には、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領が、同時に改訂（改定）され、発達の特徴に合わせて、「乳児（0歳）」、「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」に分けて、ねらいと内容が示されました。このことは、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を展開し、6年間かけて乳幼児期に育みたい資質・能力を育てていくことにつながります。特に、「乳児（0歳）」の保育の在り方を3つの視点で、さらに「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」については5つの領域で、共通のねらいと内容もち、共通の資質・能力を育てていくことが示されました。つまり、質の高い乳幼児期の教育を保育所、認定こども園、幼稚園のどの施設でも実施することを目指しています。さらに、乳幼児期の教育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に示され、乳幼児期の教育と小学校教育との接続がスムーズに行われることも目指しています。

本県で毎年実施している幼稚園教育に関する実態調査では、各園から挙がっている課題として、特別な支援を要する幼児の保育が74%と高く、次いで教育課程の編成・実施・評価・改善が65%、小学校教育への円滑な接続が58%、環境の構成が57%、幼児理解が54%、教師の援助が53%となっています。つまり、これらについて半数以上の園が課題として捉えています。

このような国の動向及び県の課題を踏まえ、平成15年に策定した「ぐんま幼児教育プラン」をより一層充実させるために、対象を0歳児からと拡大し、「就学前のぐんまの子ども はぐみプラン」と改めました。



県内全ての保育所、認定こども園、幼稚園において、本プランを活用し、さらなる保育の質の向上を図り、群馬の子どもたちにとって必要な育ちを支えていきましょう。



## 2 プランの構成

### 育てたい子どもの姿

**豊かに遊び、  
ともに生きていることに  
喜びを感じる子ども**

この本県が「育てたい子どもの姿」に向け、子どもにとって大切にしたい経験ができるようにするためには、乳幼児期にふさわしい教育・保育を受け、保育所、認定こども園、幼稚園そして生活の基盤となる家庭、乳幼児を取り巻く地域社会や小学校などの関係機関等のそれぞれにおいて具体的な方策を講じていく必要があります。

そこで、以下の3つの側面から、10の具体的な方策を示しました。

#### (1) 子どもにとって望ましい保育の内容・方法や環境の充実

乳幼児期の教育及び保育の専門機関である県内全ての保育所、認定こども園、幼稚園に携わる保育者は、子ども一人一人の発達や内面を理解し、必要な体験を積み重ねていくことができるような環境の構成や援助をしていく必要があります。

- 【方策】 取組1：子ども理解と保育の振り返り  
取組2：子どもの健やかな体づくり  
取組3：自然環境を生かした保育  
取組4：特別な配慮を必要とする子どもの保育  
取組5：長・短時間混合保育での配慮  
取組6：子どもの安全の確保  
取組7：小学校教育との円滑な接続  
取組8：カリキュラム・マネジメントの適切な実施

#### (2) 家庭における子育ての充実と豊かな親子関係づくりへの支援

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭との連携を深め、積極的に子育てを支援していく必要があります。子どもへの関わり方や子育てについて悩みや不安などを感じている保護者に対して、その思いを受け止めたり、子育てについて学ぶ機会を設けたりなど、家庭の教育力につなげていくことが大切です。

- 【方策】 取組9：保護者への支援

#### (3) 地域社会や関係機関等との連携を生かした保育の推進

子どもの生活経験がさらに豊かになり、望ましい発達を図っていくためには、地域の資源を活用し、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けていくことが大切です。

- 【方策】 取組10：地域社会との連携

## Ⅱ プランが目指すもの

### 育てたい子どもの姿

豊かに遊び、  
ともに生きていることに  
喜びを感じる子ども

### 乳幼児期に育みたい資質・能力

知識及び技能の基礎

思考力、判断力、表現力等の基礎

学びに向かう力、人間性等

※1

### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

※2

(1) 健康な心と体

園所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見直しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくらしたり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

### 育てるための重要な視点

【幼児期】

5つの領域

「健康」

「人間関係」

「環境」

「言葉」

「表現」

【乳児期】

3つの視点

・「健やかに伸び伸びと育つ」

・「身近な人と気持ちが通じ合う」

・「身近なものに関わり感性が育つ」

※4

### 環境を通して行う教育（保育）

※3

子どもの「生きる力」の基礎となるものであり、幼稚園教育要領等において次の3つの柱で示されています。育てたい子どもの姿に向かうには、姿を育てるための重要な視点に基づき、子どもの発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって、これらの資質・能力を身に付けていくことが大切です。

### (1) 知識及び技能の基礎

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること。

### (2) 思考力、判断力、表現力等の基礎

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること。

### (3) 学びに向かう力、人間性等

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること。

★例えば…友達と一緒に泥だんごを作っている場面を考えてみましょう

- 知 識 → 「泥だんごをつくるのに適した土」
- 思 考 力 → 「土に少し水を混ぜると固まりやすい」
- 意 欲 → 「固い泥だんごをつくりたい」
- 心 情 → 「友達と一緒に泥だんごをつくっていて楽しい」

◎ この3つの資質・能力は・・・

誕生から18歳までの教育の中で一貫して育まれていくもの  
長い時間をかけて成長します！



### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿） とは… ※2

幼児期に育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿です。

- ① 子どもの発達や学びの個人差に留意して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的にイメージして日々の保育をしていきましょう！
- ② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、到達目標ではありません。さらに、個別に取り出されて指導されるものでもありません。
- ③ 小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図っていきましょう！

乳幼児期の教育は、環境を通して行う教育（保育）が基本となります。子どもが身近な環境で会う全てが教材です。子どもが自ら興味・関心をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、必要な体験を積み重ねていくことが重要です。

保育者は、育てたい姿に向かうため、子どもが必要な体験を積み重ねていくことができるように、発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を構成していくことが大切です。

- ◎ 子どもが環境との関わりを深め、子どもの学びを確保できるように、子どもの遊びを大切に、やってみたいと思えるようにするとともに、試行錯誤を認め、時間を掛けて取り組めるように援助していきましょう。

子どもが乳幼児期に学ぶべきことを学ぶことができるように、長い目で援助していきましょう！

- ◎ 子どもが自ら興味関心をもって、遊具や用具、素材に触れて様々な関わりができるように、それら一つ一つの意味や価値を考えて物的な環境の構成をしましょう。

環境に関わりたい意欲をもつことが大事です！

- ◎ 子どもが物的環境への興味・関心をもてるように、保育者は、子どもと同じ目線に立つてものを見つめたり、憧れを形成するモデルとなったりするなど、保育者の役割として、物的環境への関わりを示していきましょう。

保育者も環境の一部です。  
子どもの視線は、保育者の姿に注がれています！

### ① 3つの視点【乳児期】（0歳）

乳児期は、食事や睡眠、排泄に関わるケアを行うだけでなく、信頼できる周りの人たちとの関わりの中で、体や心を育てていくことが重要です。保育者は、乳児期の発達の特性を踏まえ、5つの領域の育ちにつながるように、次の3つの視点を踏まえて保育をすることが大切です。

#### ア「健やかに伸び伸びと育つ」 → 領域「健康」へのつながり

- ◎ まず第一に、安全、保護、養護の保育を行います。0歳児でも生まれた時から、生きるための学びを体得しています。その生きる力を最大限発揮できる環境を整えていきましょう。

#### イ「身近な人と気持ちが通じ合う」 → 領域「人間関係」「言葉」へのつながり

- ◎ 乳児が何を求め、何がしたいか、丁寧に応答的に関わり読み取ることが大切です。食事、睡眠、遊びなど心地よく生活する中で、自分を表出します。保育者は温かいまなざしを送り、声を掛けながら、自立に向けて手を差し伸べましょう。

#### ウ「身近なものとの関わり感性が育つ」 → 領域「環境」「表現」へのつながり

- ◎ 乳児は、身の回りのあるものすべてに興味を抱きます。豊かな素材や環境に関わることで、五感を十分に働かせ、感じたことを体全身を使って表現します。安全で、衛生的な環境はもちろん、五感を働かせて遊べるような遊具や素材を環境に取り入れましょう。

## ② 5つの領域【幼児期】（1歳以上3歳未満児）（3歳以上児）

幼児期は、自発的・主体的に環境と関わりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎が培われる大事な時期です。保育者は幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児期に育みたい資質・能力を次の5つの領域に基づき、遊びを通した総合的な指導の中で、一体的に育むことが大切です。

### 【健康】

#### 健康で安全な生活に必要な習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培う

- ・保育者の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活すること。
- ・戸外に出て思い切り遊び、身体を使って動くことの心地よさを味わうこと。
- ・ゆったりとした雰囲気の中で、保育者や友達と一緒に食べることを楽しむこと。
- ・生活に必要なことを、必要感や心地よさを感じながら自分ですること。
- ・自分の健康や安全な生活について関心をもつこと。
- ・自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動すること。

### 【人間関係】

#### 人への愛情と信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培う

- ・保護者をはじめ、身近な高齢者や地域の人々と触れ合い、親しみをもつこと。
- ・保育者や友達と共に過ごす心地よさを感じる。
- ・友達と関わりをもって遊び、自分とは異なる思いや感情に気づき、喜びや悲しみを共感し合うこと。
- ・友達と遊ぶ中で、自己主張のぶつかり合いや葛藤を経験し、それを乗り越えようとする。
- ・同年齢や異年齢の子どもと一緒に遊ぶ楽しさを味わいながら、相手の思いに気付いたり、よいことや悪いことがあること、きまりの大切さ、みんなで使うものを大事にするなどの必要性などを感じたりすること。

### 【環境】

#### 身近にある様々な環境への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う

- ・遊具や絵本などに興味をもち、それらを使った遊びを繰り返して楽しむこと。
- ・身の回りにある様々な物や遊具などにじっくり関わって遊び、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに興味や関心をもつこと。
- ・自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶこと。
- ・身近な動植物に親しみをもって関わり、いたわったり、大切にしたりすること。
- ・地域の行事に参加したり、施設や伝統的な文化に直接触れたりすること。

### 【言葉】

#### 言葉への興味や関心を育て、言語感覚や喜んで話したり聞いたりする態度を培う

- ・人と言葉を交わすうれしさや楽しさを味わうこと。
- ・生活に必要な言葉に気づき、聞き分けたり、使ったりすること。
- ・したこと、見たこと、聞いたこと、感じたこと、考えたこと、したいこと、してほしいことなどを、自分なりの言葉で表現すること。
- ・言葉の美しさやおもしろさなどを感じる。
- ・絵本や物語などに親しみ、模倣をして遊んだり、想像する楽しさを味わったりすること。

### 【表現】

#### 豊かな感性や表現する力を育て、豊かな創造性を培う

- ・様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり感じたりすること。
- ・生活や遊びの中で、心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにすること。
- ・興味のあることや感動したことなどを自分なりに表現すること。
- ・様々な素材に親しみ、遊びに取り入れて工夫して遊ぶこと。



## Ⅲ 取組の方向（3つの側面）と方策（10の取組）について

### 1 子どもにとって望ましい保育の内容・方法や環境の充実

#### 取組

#### 1 子ども理解と保育の振り返り

乳幼児期にふさわしい保育を展開していくには、一人一人の子どもに対する理解を深めることが必要不可欠です。子ども理解とは、一人一人の子どもと直接触れ合ったり、時には見守ったりしながら、子どもの言動や表情から、思いや考えなどを受け止め、その子どものよさや可能性などを理解しようとすることです。子ども理解を深めるためには、日々の記録やエピソード、写真などの情報を活用し、子どもの姿の変容を捉えたり、事例検討などを通して保育に対する見方・考え方を広げたりすることが大切です。

#### 取組内容

##### (1) 保育記録の活用

- 子ども理解に基づき、子どもの姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出された様々な状況について適切かどうか検討することを通して、自分の保育を振り返り、次の保育につなげていきましょう。



- 子ども理解を深めたり、保育が適切であったかどうか振り返ったりするためには、子どもの生活する姿などを記録していくことが必要です。子どもの表面的な事実だけでなく、その言動の意味（内面）を考察したり、そのときの保育者の思いを書き記したりしておきましょう。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに、「こんな姿が見られたのは、こんな力が育っていることにつながるのではないか」と、結びつけた考察をしていきましょう。ただし、評価項目にならないように留意しましょう。
- 自分に合った方法で記録をとることを習慣付けましょう。記録をとることが目的ではありません。

##### ①一人一人の子どもの記録 → 【事例1】

保育終了後に特に印象に残っている場面を形式にとらわれず、書いてみましょう。

##### ②週案や日案などの記録 → (事例)

指導計画を立てたときの保育者のねらいや子どもの活動について予想していたことに沿って、その日の記録をとりましょう。

##### ③事例としての記録（エピソード記録） → (事例)

個々の子どもの様子を視点をもって記録をしましょう。一人一人の子どもについての指導や発達の道筋を捉えることができます。

#### 【事例1】

一人一人の子どもの様子を視点をもって記録をしましょう。一人一人の子どもについての指導や発達の道筋を捉えることができます。

#### 3歳未満児

興味、関心、遊びの傾向、運動機能、表出された言葉、食事や排便などの健康状態等をもとに記録をしましょう。

**<0歳児(10ヶ月頃)>**

11月15日(木) A児

子どもの様子	保育者の関わり・配慮	考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール箱に興味を示し、中をのぞいたり、入ってみたりしていた。そのうち段ボール箱をひっくり返し、よじ登った。「できたね」と微笑みながら言葉を掛ける時、ニコッと微笑み返してきた。</li> <li>・お腹がすくと、「まんま」と言い、離乳食を食べられる量が増えてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A児がよじ登れたときの満足感や達成感を味わえるように、「できたね」と言葉を掛けた。</li> <li>・いろいろな食材に興味をもてるように、「まんま、おいしいね」と言葉を掛けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A児にとって、自分の体より少し大きい段ボール箱が魅力的で、登りたい気持ちになったのだろう。</li> <li>・積極的に温かい言葉を掛けたり優しい表情で接したりすることで、伸び伸びと体を動かし、安心して過ごすことができるのだろう。</li> </ul>

**ポイント**

- ・具体的に記入することで、成長したことや課題が明確になります。

**<2歳児>**

6月5日(水) B児

子どもの様子	保育者の関わり・配慮	考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・B児とC児がそれぞれエプロンを身に付け、ままごとをしていた。C児にスプーンを手渡され、「Cちゃんが貸してくれた」と嬉しそうなお表情で保育者に伝えた。</li> <li>・C児に「ありがとう」と言い、「一緒に遊ぼう」とB児から誘い掛け、一緒にままごとを楽しんでいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B児とC児がそれぞれままごとをしている様子を見守った。</li> <li>・B児の言葉に対し、「良かったね。Cちゃんに嬉しい気持ちを伝えようか」と言葉を掛けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごっこ遊びの中で、その状況に応じた必要な言葉のやり取りを保育者が伝えていくことで、子ども同士の関わりが生まれ、保育者を仲立ちとして一緒に遊ぶきっかけとなったのだろう。</li> </ul>

**3歳以上児**

遊びの傾向、友達や保育者との関わり、生活習慣等をもとに記録しましょう。

**<5歳児>**

11月15日(木) D児

幼児期の終わりまでに育ててほしい姿の項目

子どもの様子	保育者の関わり・配慮	考察
<ul style="list-style-type: none"> <li>・D児たち(5人)は、園庭にあるバスケットゴールを目掛けてボールを投げていた。保育者が投げる位置ごとに点数を記しておく、高い点数を狙うために遠くから挑戦していた。そのうち、5人で誰が一番高い点数のところから入れられるかを競い始めた。その後、自分たちで新しい点数の場所を相談しながら作り、競い合っていた。</li> <li>・D児は、片付けの時間になっても遊び続けていた。クラスの友達から「遊ぶ時間はもう終わりだよ」と言われ、ようやく片付け始めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点数を競い合うなど、遊びが発展すると思い、点数を記した。</li> <li>・片付けの気持ちに切り替えられたことを認め、「早く給食食べられそうだね」と言葉を掛けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点数を記したことで、点数を競い合ったり、さらに遊びをより面白くしようと新しいルールを作ったりするようになったのだろう。 <u>(1)(3)(8)</u></li> <li>・自分の行動を認められたことで、少しずつ先を見通しながら生活できるようになる <u>であろ</u>う。 <u>(2)(4)</u></li> </ul>

**ポイント**

- ・生活習慣などの面からも見取ることで、子ども理解が深まります。

## (2) 事例検討の実施

### →【事例2】

- ・保育者一人一人の見方や考え方によって、子どもの姿の捉えは違ってきます。事例検討で、多くの保育者の経験や知識を生かして意見を交わすことで、自分の保育を見直したり、新たな見方や考え方を取り込んだりして、保育の質を高めていきましょう。
- ・事例検討をする際に、これまでの子どもの姿や遊びの経緯、保育者の見取りなどを話すことにより、事例検討を充実させることができます。

#### ※事例検討で話し合われる内容（例）

これまでの幼児の姿や遊びの経緯  
保育者の見取り  
めざす子どもの姿  
環境の構成や保育者の援助 など

・事例検討を受けて、自分の保育の問題点や課題を見出し、今後の保育を見直していきましょう。

- ・エピソードに書かれている子どもの姿について、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と関わりのある項目を示し、保育者で幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を共有しましょう。
- ・園内研修のテーマを踏まえ、事例検討の重点を設定することで、視点が絞られ、話し合いを深めることができます。

### 【事例2】 「シャボン玉の雨が降ったよ」<4歳児6月頃>

#### エピソード

○E児は、シャボン玉に興味をもち、吹いたシャボン玉を追いかけて遊んでいた。ある日「先生、シャボン玉の雨が降ったよ」とE児が嬉しそうに担任に伝えてきた。担任は、「どういうこと？」と聞き返すと、「あのね、シャボン玉が割れるとね、シャボン玉の雨が降るんだよ」と説明した。担任は「シャボン玉の雨、見たいな」と言い、一緒に遊び始め、担任が吹いたシャボン玉をE児が空中で割って見せた。「ほらね、雨が降ったでしょ。すごいでしょ。」と、割れた瞬間を表現する姿が見られた。担任は、「本当にシャボン玉の雨が降ったね。すごい発見だね」とE児と同じ思いを伝え、共感した。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿…(6) (10)

#### <事例検討の重点>

- ・E児は、一つのことに興味をもち始めると、その遊びに没頭する姿が見られるが、遊びが深まらない面がある。E児が伝えたいことは瞬時に想像し理解することができたので、E児の感動に共感する援助をしたが、共感以外の遊びを広げたり、深めたりする援助について検討をしたい。

#### <事例検討>

保育者Ⅰ：E児は、以前からシャボン玉に興味があったのですか？これまでのE児の遊びの様子はどうだったのでしょうか。

担任：E児は、一つの遊びに興味をもつと、その遊びに没頭するところがあるが、なかなか遊びに深まりが見られなかったり、遊びが発展しなかったりすることがある。今は、シャボン玉遊びに興味をもち、好んで繰り返して取り組んでいる。

保育者Ⅱ：どのような姿からE児をどのように見取りましたか。

担任：E児が毎日のようにシャボン玉遊びに繰り返して取り組んでいる姿から、シャボン玉遊びに興味をもってしていると捉えた。シャボン玉の綺麗さに興味をもってきていると受け止めた。

保育者Ⅱ：E児にどのような姿になってほしいと願っていますか。

担任：E児が興味をもっているシャボン玉遊びを工夫しながら存分に楽しむことで、シャボン玉の量や大きさ、性質などに興味や関心をもち、遊びが広がったり、深まったりしてほしい。

保育者Ⅲ：そのために、どのような環境の構成や援助をしようとしたのですか。

担任：いつでもE児がシャボン玉遊びがしたい時にできるように、シャボン玉液、ストローやモールなどいろいろな種類の用具を目に付くような場所に出して置いた。さらに、E児が遊びを通して気付いたことに、担任も同じ思いであることが伝わるように心掛けた。

保育者Ⅳ：担任は、E児の言葉「シャボン玉の雨」を繰り返し言っていますが、なぜですか。

担任：E児は、普段から見たことや気付いたことを豊かな言葉で表現し、担任に嬉しそうなお表情を浮かべながら伝えに来てくれる。E児が感じたことを繰り返し言うことで、E児と共感し合っている喜びを伝えたかった。

保育者Ⅳ：E児が「シャボン玉が割れるとね、シャボン玉の雨が降るんだよ」と言った、豊かな言葉の表現を受け止めることができたのは、担任が普段から子ども理解に努めたり、信頼関係を築いたりしてきたことが有効だったからだと思う。

保育者Ⅰ：E児の発見を認める言葉掛けをしたことで、意欲をさらに高めることにつながると思う。

保育者Ⅱ：すべてのシャボン玉が割れたら、このように見えるのかなと問いかけたらどうだったか。シャボン玉液の濃度を変えた液を用意することによって、割れ方の違いに気付くかもしれない。

保育者Ⅲ：シャボン玉の性質について、もっと深く担任が知っていることで、この遊びをより広げたり、深めたりすることにつながると思う。

#### ポイント

- ・事例検討によって、いろいろな保育者の意見を聞くことで、子ども理解を深めたり、環境の再構成をしたりすることに効果的である。

#### <次の保育への考え>

- ・シャボン玉の濃度を変えた液をいくつか用意することで、濃度によって割れ方が違うなど、いろいろな発見を見出していきたいと考えた。

#### <その後の子どもの姿>

- ・これまで使っていたシャボン玉液と濃度の濃いシャボン玉液の両方を用意すると、子どもたちは、次第に濃い方の液を選ぶようになった。
- ・濡れた地面にシャボン玉を吹くと、半球状になって割れずに溜まっていることを発見し、雨あがりには、必ずシャボン玉遊びをするようになった。
- ・水溜りに向かってシャボン玉を吹くと、半球状のシャボン玉が風に吹かれて動くことを発見し、「あー流れている」と、動く様子を見ている子どもの姿が見られるようになった。
- ・たらいの水に吹く子どもがいて、たらいの水をかき混ぜると、濃度の濃い液であるため、あわ立ちが激しく、細かな泡になった。そこから料理ごっこにも発展し、泡を使ったごちそうを作る子どもが多くなった。
- ・砂場ネットの側面にも吹く子どもがいて、側面でも濡れていれば割れないで留まることを発見した。

#### ポイント

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して子どもの姿を捉えると、様々な角度から読み取ることができます。

#### ポイント

- ・事例検討を基に、環境の再構成を行うことで、子どもの遊びも発展し、そこからいろいろな発見も見られ、子どもたちがより一層遊びを楽しんでいる様子が見られるようになります。

### (3) 子どもの姿についての情報の共有

- ・一人の保育者の目に映る子どもの姿は、それぞれの子どものごく一部です。子ども理解を深めるためにも、他の保育者など多くの目で捉えたことを共有することが大切です。子どもについての多面的な情報を得られるように、情報交換の方法を工夫していきましょう。
- ・保育者同士で子どもの様子など気付いたことを伝え合えるように、朝の打合せや保育後などの時間を有効的に活用しましょう。
- ・保育室や園庭などのマップを職員室に提示しておき、保育者一人一人がその日の子どもの姿や遊びなど気付いたことを付箋紙に書き、その姿が見られた場所に貼り、情報を共有しましょう。その情報をもとに翌日の環境の構成や援助に生かしていきましょう。

健康な体は、健康な心とともに育まれていきます。健康な心と体をつくるためには、周囲の人との温かい触れ合いの中で、気持ちの安定した生活を送り、健康な生活リズムを身に付けることが大切です。園所生活では、一人一人の子どもの情緒の安定や生活リズムに配慮するとともに、いろいろな遊びをする中で十分に体を動かすこと、食べることを楽しみ食べ物への興味や関心をもつこと、安全な食生活の保障などを心掛けましょう。

## 取組内容

## (1) 多様な動きが経験できる環境の工夫

→ 【事例1】

- 一人一人の子どもが自分の行動や考えなどに自信をもち、物事に挑戦したり、やり遂げようとしたり、自分や友達のように気付いて尊重しようとしたりする気持ちをもてるよう、遊びや生活を通して、保育者や友達との温かい関係づくりに努めましょう。
- 幼児期は特定の運動技能の向上を目指すのではなく、様々な遊びや生活を通して体を動かす楽しさを味わう経験を積み重ねることが大切です。子どもが伸び伸びと遊びを楽しみの中で、思わず体を動かしたくなるような環境を工夫しましょう。
- 子どもが健全な生活リズムを身に付けられるよう、一人一人の子どもの生活のリズムに配慮しながら、園所での生活において、十分に体を動かすことと休息をとること、緊張感と開放感、静と動などの調和を図りましょう。

## (2) 食への興味・関心を高める援助

→ (事例)

- 教育課程（全体的な計画）と運動した食に関する計画・評価を実施し、和やかな雰囲気の中で保育者や他の幼児と食事を食べる喜びや楽しさを味わったり、豊かな経験を通して様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにしましょう。
  - ◎3歳未満児
    - ・食を通して、季節を感じたり、行事を知ったりする。
    - ・楽しい雰囲気の中で食事を進め、自分で食べる意欲を育てる。
  - ◎3歳以上児
    - ・食物の栽培、収穫を通して、興味や関心を高める。
    - ・決まった時間に食事をする習慣を身に付ける。



## (3) アレルギー疾患をもつ子どもへの適切な対応

→ 【事例2】

- アレルギー疾患をもつ子どもについて、アレルギー症状の特徴や日常生活における配慮事項、対応方法など、園所、保護者、医師が連携して正しい情報を共有しましょう。

## 【事例1】体を動かしたくなるような環境の工夫

- ・子どもが主体的に行う遊びには、「走る」「跳ぶ」「はう」「よける」「回る」「転がる」などの多様な動作が含まれます。以下の環境が、子どもの遊びに活用されるような援助をしていきましょう。

### <多様な動きを活用した環境づくり>



トンネルくぐり



マットでころころ



マットで山登り



跳び箱に乗ってポーズ



鉄棒でぶら下がり



フープくぐり



ケンケンパ

### ○運動発達を促す保育者の構えと援助

- ・安心して遊べる、嬉しい・楽しい感情がわく環境の構成や働き掛けを行う。
- ・動作の系統（類縁性）に関する動作を意識して見ること、動作の獲得過程を幼児と共に感じる。
- ・「見る」「身体が一緒に動く」「模倣する」などの子どもの姿が、多様な動作獲得につながる一因なので、異年齢児と関わる状況をつくったり、モデルとしての保育者の動き、対象にじっくり関わるための時間の保障、子どもの内面への共感などの援助を行う。
- ・一つ一つの動きや行為に意味を見出し、尊重する姿勢で子どもに関わる。

### 3歳未満児

- ・めまい感覚を伴う遊び（体が揺れるような）や、逆さ感覚を楽しむ遊び（抱っこしながら大人が前屈みになるような）を、子どもの表情をよく見ながら一緒に楽しめましょう。
- ・散歩（平坦なところだけでなく起伏があるところ）や自然物との関わり、など、生活の中で多様な動きを経験するような状況をつくりましょう。



よけてジグザグ走

### ボールを投げてジャンプ



またいで跳んでケンケンパ

＊平成27年度夕やけ保育研修会「運動遊び実践事例集」引用

### ポイント

- ・幼児期は、多様な動きを身に付けやすい時期です。特定の動きばかりを繰り返すことなく、複合的な運動要素を含む子どもの主体的な遊びの中で、多様な動きを獲得するように、質の高い環境の構成が必要です。その中には、対象をじっくり「見る」状況をつくることも含まれます。

## 【事例2】「生活管理指導表」を活用する

### 生活管理指導表の作成

医師 保護者 園所（担任）



- ① 保護者が、子どもがアレルギー体質であることを園所に申し出る。
- ② 園所から、保護者に生活管理指導表を配付する。
- ③ 保護者は、医師から家庭や園所での対応についての指導を受け、生活管理指導表に記入してもらう。
- ④ 保護者は、生活管理指導表を園所に提出するとともに、医師からの指導内容を園所に伝える。

### 生活管理指導表を基に、情報を共有しましょう。

- アレルギーは・・・
- 生活の中で気を付けることは・・・
- 食事の際の配慮は・・・
- 緊急時は・・・



生活管理指導表の様式については、厚生労働省による参考様式「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、県教育委員会による「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（平成25年度改訂版）」等が参考になります。

「環境を通して行う教育」を進める中で、自然環境に恵まれた本県の子どもたちにとって、日々の生活の身近な所にも、動植物、水、土、石、日、風、光など、たくさんの自然があふれています。そのような自然と、そこに生まれる様々な人との関わりなどに目を向けながら、心地よさ、発見、驚き、気付き、感動など、豊かな感性を養い、学びを促し、科学的な見方や考え方の芽生えを培いましょう。保育者は、そこで子どもがどのような経験を重ねているのか、子どもの思いはどのようなものかなど、丁寧に見取る事を大切にしたいものです。

## 取組内容

## (1) 園所内の自然環境の把握の工夫

- ・身近な自然と関わる場所を把握し、園所内の環境を見直しましょう。
- ・子どもに必要な体験はどのようなものか、どのように体験させたいのかなどについて、整理しましょう。

## (2) 様々な自然環境を保育の中に取り入れる工夫

- ・子どもが、日常的に関わる自然環境を工夫しましょう。そして、子どもが自分から自然と出会う関わる姿を、丁寧に捉えましょう。 → 【事例1】
- ・子どもが、自分たちで気付いたり考えたり試したりできるような環境と、保育者の関わりを工夫しましょう。 → 【事例2】

## (3) 子どもが体験していることや子どもの思いを見取る工夫

- ・子どもの興味関心や自然環境と関わり遊ぶ中で体験していることについて、丁寧に捉えましょう。 → 【事例3】
- ・自然環境と関わる中で、「もっとこうしたい」「こうしてみたらどうかな」などと遊ぶ子どもの思いに寄り添って保育を展開し、保育後に振り返ってみましょう。 → 【事例4】

## 【事例1】風を感じて遊ぶAちゃん（1歳児）

Aちゃんが、テラスで手に持っていたビニル袋の風船を手放すと、風がふいて風船がふわっと10cmほど移動しました。Aちゃんが手を伸ばすと、今度は風で、風船がふわっと少し上に舞い上がりました。保育者は、Aちゃんがじっと風船を見て手で追ったり、「あれ？」と、ちょっと不思議そうな表情をしたり、保育者の方を振り返ったりしている様子を見取りました。そこで保育者も不思議だねという気持ちで、にこっと笑いかけながら見守りました。

自然には様々なものがあります。Aちゃんは、自分から風を感じて遊び始めました。保育者は、Aちゃんがちょっと不思議そうな表情をしたことに気付いて、にこっとほほえみ返しています。



## ポイント

- ・日常の何気ない場面での子どもと自然との出会いを見逃さず、子どもの思いに寄り添う援助、受容的で応答的な関わりができるとよいですね。

## 【事例2】氷作りをするBちゃんとCちゃん、今日はどこにカップを置こうかな？（4歳児）

今日も水で遊んだBちゃんとCちゃんは、給食の前に、「先生、また氷作ろう」と言ってカップに水を入れて、庭を歩き回り、滑り台の下にそっと並べて置きました。Cちゃんは、「大きな氷、作るんだ」とバケツに水を入れて、ふたをして置きました。保育者は、「先生は、さっきDちゃんがくれたこれも入れてみよう」と小さな葉と赤い実を入れて、Dちゃんと一緒に2人と同じ場所に一つ、また保育室のすぐ前にも一つ、カップを置きました。

保育者は、子どもが冬の季節ならではの自然物（氷）に興味をもった姿を見届けて、子ども達と一緒に遊びながら、さりげなく意図的に、環境の構成や援助をしています。

子どもは、何度も繰り返し、いろいろな氷を作りながら、「どうしてだろう」「今度はこうしてみよう」などの思いを巡らせる中で、好奇心が生まれ、思考力を働かせて遊び、自ら自然との関わりを深めていくことでしょ。



## ポイント

- ・子どもが繰り返し遊ぶ中で、自分で考えたり、試したり、発見したりするような環境を作ること、友達と一緒に遊びを楽しむ状況を作ることなどを工夫できるとよいですね。

### 【事例3】色水？Eちゃんみたいなの？むにゅむにゅ？お花のコーヒー？（3歳児）

Eちゃんは、ピンクのオシロイバナと水を小さなビニル袋に入れて「見て、ピンクの色水だよ」と保育者や友達に見せています。Fちゃんは、Eちゃんと同じ物が欲しくて、保育者に「Eちゃんみたいな、欲しいの、欲しいの」と伝え作り始めました。Gちゃんは、ビニル袋の中でオシロイバナを「むにゅむにゅ」と、指でこすりあわせる感触が気に入ったようで、「ほら、むにゅむにゅだよ」と見せています。Hちゃんは、自分の作った泥のコーヒーをビニル袋に入れて、そこにオシロイバナを入れて「見て、お花のコーヒー」と保育者に見せにきました。

この場面で、Eちゃんは色の美しさを楽しみ、Fちゃんは友達のEちゃんと同じ物を持つことを求め、Gちゃんは袋を指でこすり合わせる感触を楽しみ、Hちゃんは自分のこれまでの遊びに新たな自然物を加え変化させて楽しんでいます。子どもは、一人一人、自然環境との関わり方が異なり、興味関心や発想の仕方、考え方も異なります。



#### ポイント

・今、それぞれの子どもが、何に興味をもっているのか、何を体験しているのかを丁寧に捉え、一人一人の幼児に応じていくことが大切です。子ども一人一人の「見て」の言葉に込められた思いを感じ取れる保育者でありたいですね。

### 【事例4】砂場に大きな川と海を作り、魚釣りをしようとして遊びを進める（5歳児）

J、K、L、M、N、O、P、Qちゃんたちは、昨日に続いて砂場に川と海を作り、繰り返し水を流していました。この後、魚(木片)を放流して、みんなで魚釣りをすることになっているようです。「もっと水を速く流したいね」「ここが決壊したぞ」「こっちに川を繋げてみない？」など、いろいろなやり取りが続く中、一緒に1時間以上遊び続けました。

砂や水などの自然環境に関わって、友達と一緒に夢中になって遊んでいるこの場面について、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の中から視点を決めて、保育者同士で語り合ってみました。

#### 健康な心と体

「あと少しだ」「ここをつなげたら完成だね」「そうだね」など声を掛け合い、見通しをもち遊びを進めていた。

自立心Oちゃんは、一人ではうまくできず「おえ誰か手伝って!」と自分から声を掛けていた。困った時に友達の力を借りようと行動できた。

協同性Lちゃんは、早く魚を釣りにたくて木片を浮かべていたが、今は協力して川を作る時だと気付いて川作りに取りかかった。Lちゃんが魚を手にとっていることを他児は認めていた。

#### 道徳性・規範意識の芽生え

Nちゃんがみんなで決めたのと違う方向に削り、けんかになりそうだった時、Jちゃんが「なんでそこ削ったの?」とNちゃんの思いを聞いたので、子ども同士で相談して解決できた。

豊かな感性と表現水が勢いよく流れると「おー!」と大きな歓声があがった。水を流したMちゃんは特に嬉しそうでJちゃんとハイタッチしていた。

言葉による伝え合いJちゃんは、水が思うように勢いよく流れなくて困っている状況を、みんなに言葉で伝えていた。「こうしたらどう?」などと伝え合いながら一緒に試していた。

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚Jちゃんが、Qちゃんに「こっちは三人で大丈夫。あっちの二人手伝ってあげて」と声を掛けた。確かに二人の方が海が大きく苦戦していた。Qちゃんも状況を見て納得して、二人に加勢した。

思考力の芽生えJちゃんは、水を速く流すためにMちゃんと相談して、両側の傾斜を変化させたり、水の量や流す勢いを変えたりと、いろいろ試していた。NちゃんやQちゃんたちが自分の考えを二人に伝えたり、一緒に繰り返し試したりしていた。

社会生活との関わり週末に見た工事現場のこと、家族で行った魚釣りのことなどを互いに話していた。この遊びのイメージにつながっているようだ。

自然との関わり・生命尊重Kちゃんたちは水の流し方で川の形が変化する経験をこれまでたくさん繰り返している。互いの経験を持ち育っているようだ。



子どもたちは、砂や泥、水など身近な自然に直接触れて繰り返し遊ぶ中で、豊かな感性、好奇心、思考力、表現力などの基礎を培いながら自然との関わりを深めて遊んでいます。そんな子どもたちの思いに寄り添って保育をした後に、子どもたちの育っている姿について保育者同士で語り合ってみることは大切なことです。ここでは、例えば、自立心について、「Oちゃんの今の姿を「困った時に友達の力を借りようと行動している」という育ちの姿として捉えています。



#### ポイント

・子どもが、自然環境と関わり遊ぶ中で体験していること、育っていることを、保育者同士で語り合うことは、幼児理解や保育の評価につながり、明日の保育を工夫することで、園での保育がもっと楽しくなることと思います。



一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うためには、保護者はもとよりその子どもに関わる医療や保健、福祉など様々な関係機関が連携し、情報を共有することが大切です。すべての子どもに最善の育ちを保障できるよう、子どもの発達の特長や取り巻く状況を踏まえ、特別な配慮や支援について十分検討し、一人一人の発達を支えていきましょう。

## 取組内容

## (1) 子ども理解のための保育者の姿勢

- ・他の子どもと少し違うからという理由で「気になる子ども」として見ていませんか。保育者に求められるのは、「一人一人全てが気になる存在」という姿勢をしっかりとつこと。
- ・一人一人の子どもの発達の特長や個性などは違います。保育者がまず、子ども側の視点にたって、一人一人の子どもに寄り添い、子ども理解に努めましょう。
- ・次の4つの姿勢を大切にしながら、子どもの心に寄り添いましょう。

## (保育者の4つの姿勢)



## ポイント

- ①子どもにしっかりと心を傾けて、行動を観察したり、話を聞いたりすること
- ②子どもをしっかりと受け入れること
- ③できるだけ叱る指導は控えて、子どものよさをほめること
- ④子どもが何を感じ、考えているのかを推察したり、聞いたりして子どもの心に寄り添った対応に心掛けること

## (2) 障害のある子どもなどへの指導・支援

## ○ 一人一人を大切にしている指導の充実のための「個別の指導計画」の作成と活用

→ 【事例1・2】

## ①保育者自身も変わります

- ・どんな視点で子どもを見たらよいのか、ハッキリしてきます。
- ・子どもの実態に適したより具体的な目標や指導内容を設定することができます。
- ・保育へ取り組み姿勢が変わります。
- ・評価が変わります。

## ②園の体制が変わります

- ・担任一人で抱えることなく園全体で子どもを支援する体制ができ、一貫性のある支援ができます。
- ・個別の指導計画を引き継ぐことで、連続性のある支援ができます。

## ③クラス全体が変わります

- ・他の子どもにとっても「もてる力」を伸ばす支援となります。
- ・子どもの気持ちに寄り添う保育者の姿は、他の子どもにとっても信頼や思いやりの大切さを感じるにつながります。

## ④本人・保護者との信頼関係が変わります

- ・本人・保護者の願いを教育に反映できます。
- ・本人・保護者の教育的ニーズを十分に受け止める機会となります。
- ・教育的ニーズは必ずしも本人・保護者・保育者間で一致しているとは限りません。十分な協議や手立ての検討の場となります。

## ○ 子どもに必要な支援の輪を広げるための「個別の教育支援計画」の作成と活用

→ 【事例3】

## ①支援の輪を広げるためのツールです

- ・生涯にわたり一貫した適切な支援を行うために、医療や福祉、保健、教育等の関係機関が連携することで、子どもに関する情報を共有し、共通理解を図りましょう。
- ・関係機関等が集まり支援会議を開催する場合においても、共有する情報の取り扱い方法などについて取り決めを交わしておき、本人・保護者に説明の上、了解を得て、情報を共有しましょう。
- ・就学の際の引継ぎ資料として、保護者の同意を得て、小学校へ送付し、活用しましょう。

### (3) 海外から帰国した子どもなどの園所生活への適応

- ・海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもについては、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の子どもの実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行いましょう。

#### 【事例1】「個別の指導計画」の作成

##### ① 子どもの長所や得意・不得意なこと、特性に関する情報を収集する

週案や日案に、気になる子どもの様子をメモしてはっておきましょう。

日案〇歳児〇組〇月〇日(〇)

今週のねらい	・気の合う友達と遊ぶ中で、思いを伝え合ったり相手の気持ちに気付いたりしながら遊ぶようになる。	
本日のねらい	・いろいろな遊びを通して友達との関わりを楽しむようになる。	
本日の内容	・缶ぽっくりのコースで友達と遊び、思ったことなどを友達に伝える (以下、略)	
時間 (1日の流れ)	環境構成	・友達と考えを出し合って遊ぶように、缶ぽっくりのコースは、子どもたちが工夫できる余地のあるものにしておく。 (以下、略)
9:50 登園	援助	・友達に思いを伝えている様子を見守り、必要に応じて仲介したり、言葉を補ったりする。 (以下、略)
9:50 遊び		
11:30 給食		
13:00 帰りの会		
14:00 降園		
反省・評価	・缶ぽっくりのコースを工夫したいという考えが出て、言葉で伝える場面があったが、それを形として実現していく道具や用具の準備が不足していたため、イメージを共有できなかった。	

いつ、どこで、どんな状況で、何をしたら、推測や感想ではなく事実を記録しましょう。

気になる面だけでなく、好きなことや得意なことも記録しましょう。

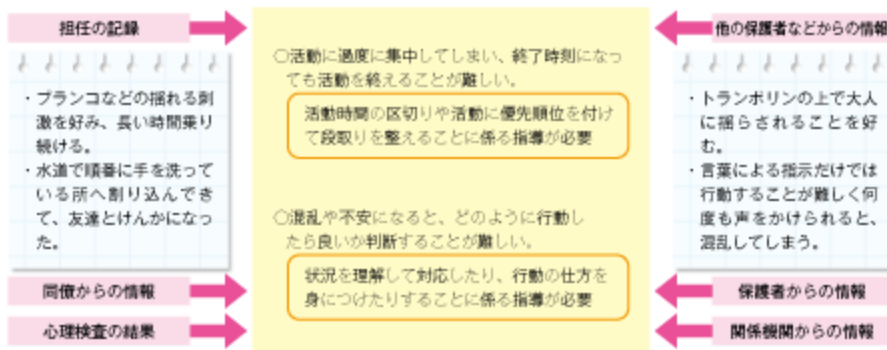
<メモ>

〇月〇日 〇くん  
・缶ぽっくりでコースを歩いた後、次の友達に缶ぽっくりを渡さないで放り出し、ブランコに走り出し、すてぃ騎いでごぎ始めた。

日々の保育の記録の他、同僚や保護者、関係機関等からも情報を得ることが大切です。

##### ② 多面的な情報を基に子どもの長所や得意、特性を分析する

#### 分析



関係機関からの情報収集や心理検査の実施は、個人情報に関わるので保護者の同意が必要です。

##### ③ 個別の指導計画を作成し、指導について適切に予想する

子どもの実態と保護者の願い、園所の指導計画を基に作成することが大切です。

参考

「個別の指導計画」(幼稚園用)の様式が県教育委員会のホームページに掲載されています。

HP:[http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=21](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=21)

## 【事例2】「個別の指導計画」の活用（週案や日案への反映）

- ・作成した個別の指導計画を、日々の指導計画である週案や日案に反映させることで、気になる子どもの目標や具体的な支援が明確になるとともに、その目標や手立てに沿った評価が可能になり、さらなる支援の充実につながります。

### ポイント

- 個別の目標、支援、配慮事項が明確になり、関わる保育者等全職員が共通理解の基に保育を進めることができます。
  - ・日案に書き留めておいた入園当時の記録から、子どもの実態をまとめて記録しましょう。
  - ・各学期に設定した目標と指導の手立てについて、学期末に複数の保育者で評価し、目標を見直しましょう。
  - ・指導計画に沿って実践を行ったら、一人一人の成長の姿を具体的にイメージした評価を行いましょう。
  - ・担任一人で抱えることなく園全体で子どもを支援する体制づくりを進めましょう。

### 参考

小中学校段階における

「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」について

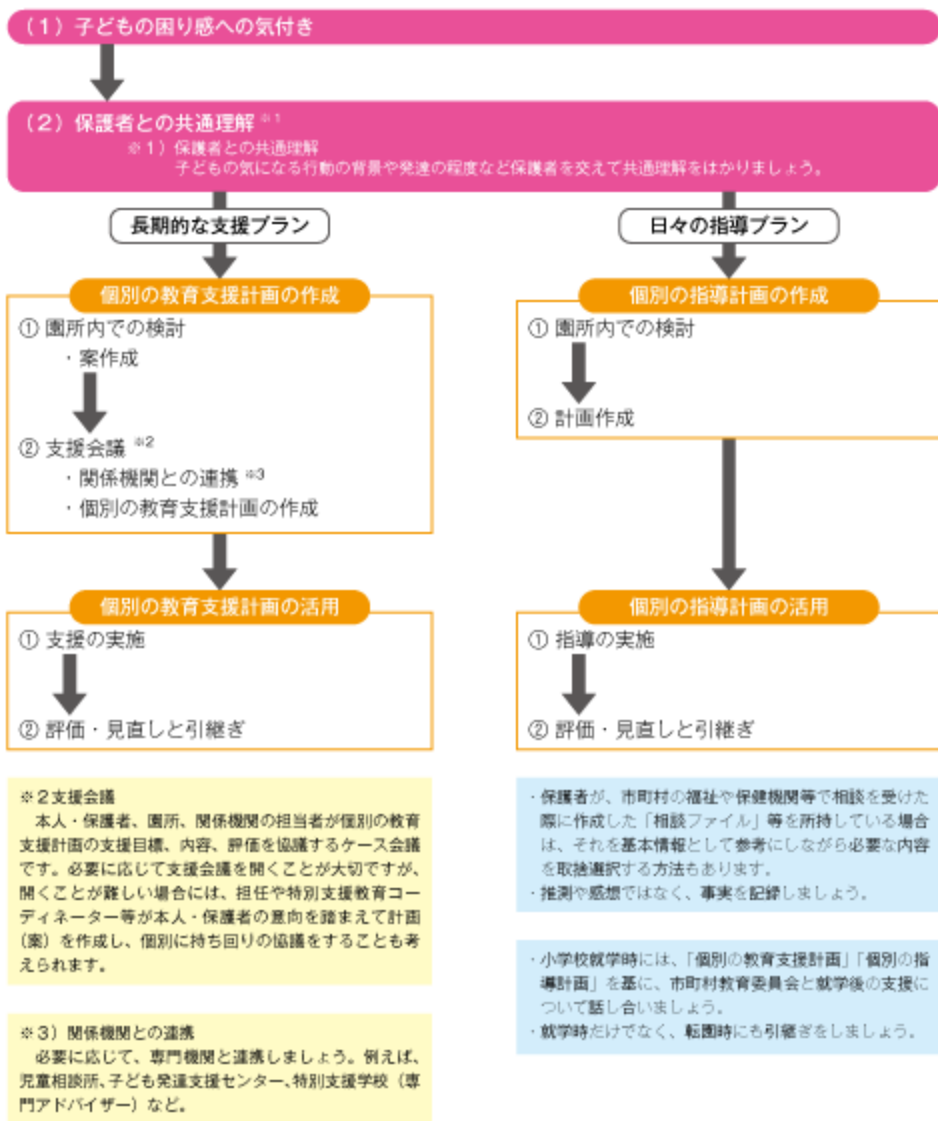
平成26年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある児童に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。この制度を活用しながら、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。例えば、指導内容については、学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行うなどの工夫が考えられる。指導方法については、通級による指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。

【参考】小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 P115  
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 P113

小中学校においては、「特別の教育課程」を編成することが可能となっています。「特別の教育課程」を編成するためには、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が必須となります。「学びの連続性」のためにも、必要な子どもに「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成するとよいでしょう。

## 【事例3】「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成と活用の流れの実際

### ○作成と活用の流れ



#### 参考

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」(幼稚園用)の様式が県教育委員会のホームページに掲載されています。

HP:[http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=21](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=21)

保育所・認定こども園・幼稚園での長・短時間保育、預かり保育等は、家庭の状況、保護者の要請等に応じて取り組まれています。まずは、子どもが安心感をもって過ごすことを大切に、園所での過ごし方が子どもの豊かな経験につながるようにしましょう。

## 取組内容

## (1) 保育時間の違う子どもへの対応の工夫

- ・保育時間が異なる子どもに配慮して、遊びの時間の設定や環境を構成するタイミング、家庭的な雰囲気づくり等を考慮した生活の流れや活動を計画しましょう。 → 【事例1】
- ・保育時間や休業日に違いがあることや様々な年齢の子どもが営む集団生活であることを生かした活動や子どもが活躍できる機会をつくりましょう。 → 【事例2】
- ・保育時間の違いに対しての考慮や工夫等は、教育課程（全体的な計画）を見直す際に確認し、修正していくことも必要です。
- \*「子ども・子育て支援新制度」により、就学前の子どもたちの教育・保育の場が「保育所・地域型保育・認定こども園・幼稚園」と様々になり、認定こども園だけでも幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型があります。各園所において、それぞれ預かる時間が異なります。地域のニーズに応じて、一時預かりや病児保育も行います。

## (2) 保育者間の引き継ぎや会議・研修の工夫

- ・登園（登所）時と降園（降所）時に異なる保育者が対応する場合には、子どもの情報や保護者からの伝達等、もれなく伝える工夫をしましょう。 → 【事例3】
- ・「全保育者が集まる時間の確保が難しい」などの課題を解決するために、園所の実態に応じて会議や研修の時間を設定するなど、工夫しましょう。 → 【事例4】

## 【事例1】 保育時間の違いを考慮した保育者の配慮

※ 登園・遊びの時間

《子どもの気持ち》



「昨日、段ボールで作った迷路に、今日はドアをつけるんだ」

長時間児「〇〇ちゃん早く来ないかな」

短時間児「迷路はどうなっているかな」

※ 弁当や給食の時間



※ 休息の時間



「たくさん遊んだから疲れた」

※ 夕方の時間



長時間児「早く迎えに来ないかな」

《保育者の配慮》

登園時刻の時間差や、主体的で自由な子どもの遊びを保障することを考慮し、十分な時間の確保、子どもの発想を大切に環境の構成、環境を再構成するタイミングに留意しましょう。

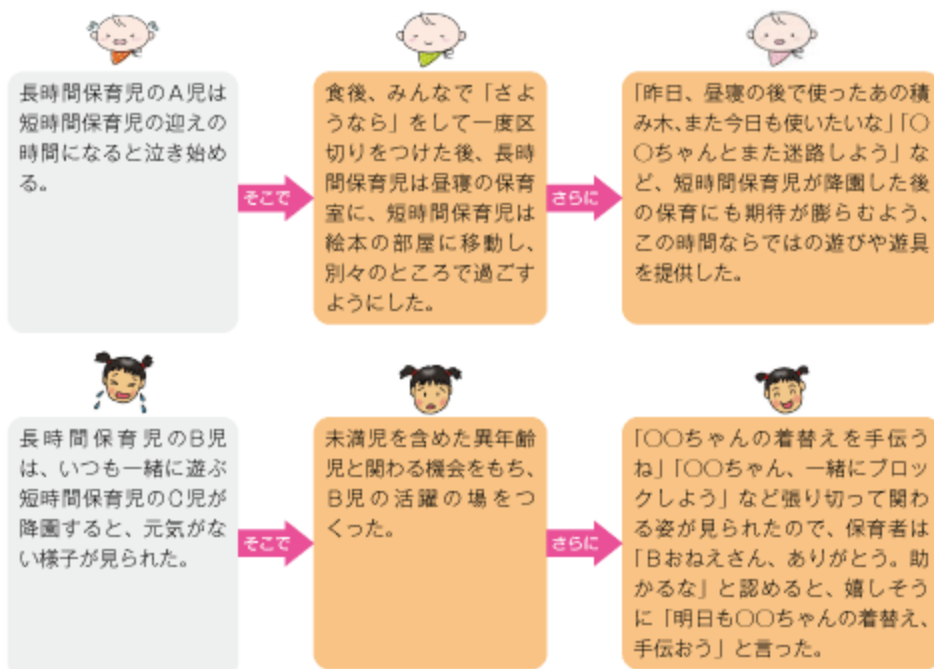
早く登園している子どもには、「〇〇ちゃんたちが来る時間になったら、迷路を出そうね」「どんなドアを作ったら楽しいか考えておこう」など、後から登園してくる子どもとの遊びへの期待が高まるような援助をしましょう。

後から登園してくる子どもに対しては、「待ってたよ」「こんなドアにしようと思うだけどうかな？」等、遊びに取り組みやすい状況や雰囲気をつくるような援助をしましょう。

降園する短時間保育児と、園で過ごす長時間保育児、それぞれの思いを丁寧に受け止めましょう。特に、長時間保育児が安心して過ごせるように、くつろげる場づくりや保育者との一対一のつながりを感じられる活動を取り入れる等の工夫をしましょう。

安心して遊べを待つことができるように、一対一の関わりをもちながら、手伝い・おやつ作り・異年齢の関わり・保育室の掃除等、家庭的な雰囲気が感じられる活動を取り入れましょう。

## 【事例2】保育時間の違いを考慮した環境づくり



## 【事例3】引継ぎ連絡ノートやメモの活用

引継ぎ連絡ノート・メモ作成のポイント

・簡単に書ける形式・文字は少なく・連絡の他、その子の育ちも記入



※一時預かりや病児保育の場合は、健康状態・期限・食事・排泄等保護者と相談したことについて、個別の対応を中心に、子どもが安心して過ごせるような配慮が必要

日付	内容	保護者への伝言の有無
○月○日	<p>B児…迎えの時、最近一人で遊んでいることをお母さんが心配していました。【補助員】</p> <p>B児のお母さんの心配について最近、泥団子作りに興味をもち、毎日黙々と取り組んでいます。担任としては、今は泥団子作りに興味している姿を見守っています。他の子はどのように固い団子を作っているのかなどに関心が向き始め、今後、新たな友達関係が生まれたり広がったりしていくと思われれます。【担任】</p>	○

## 【事例4】引継ぎ連絡ノートやメモの活用

- ◎ 短時間の打合せを1日に数回行う。  
(学年リーダー、専門リーダー、担任、補助員などと勤務形態や勤務時間に応じて)
- ◎ 時間短縮のために、協議内容を精査する。ITを使って速やかな情報共有を図る。
- ◎ 資料やメモを見ただけで分かるような記述や掲示を工夫する。
- ◎ 同じ内容の研修を数回行う。(参加者を変えて)
- ◎ 一つの事例について、各自の考えや思い、環境の構成や援助の改善点等を書き込んだものを掲示し、保育者で共有する。掲示物を基に、話し合いの時間をもつ。

子どもが健やかに成長していくためには、生命が守られ安全な環境の下で子ども一人一人の安定が図られなくてはなりません。そのためには、全職員が協力し安全で衛生的な保育環境を整備しなければなりません。また、子どもの安全教育・健康教育に努めることが大切です。さらに災害の発生などに備えるとともに、日頃から保護者や地域、関係機関との連携を密にし、協力を得られるような体制づくりを行きましょう。

## 取組内容

## (1) 危険を予測・回避する能力の育成

- ・子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことが重要です。子どもの遊びを制約しすぎないように留意しましょう。
- ・年齢にあった安全意識を身に付けられるよう、生命の大切さや生活する上での危険について、日常生活の中で実際の場面に合わせて伝えましょう。
- ・子どもが自分自身の身を守るよう、日常の保育の中で紙芝居や視聴覚機器を活用して安全教育をしましょう。

## (2) 危機管理マニュアル等の作成と共通理解

- ・安全計画や危機管理マニュアル(地震や火災、風水害、不審者対応、重大事故等)を作成しましょう。そして全職員の役割分担を明確にし、共通理解しましょう。
- ・各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を整理し、119番通報の際の要点を事務室に掲示し、園所外の活動の際には携帯できるようにしておきましょう。

## (3) 事故予防と事故対応



## ①事故予防

- ・ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析し、事故予防対策に活用することが大切です。
- ・事故は子どもの発達の特長や心理的な状態と密接な関わりをもって発生することが多いため、子どもが安定した情緒の下で行動できるようにしましょう。
- ・特に睡眠、プール活動及び水遊び、食事、歯磨き等の場面で、重大事故が発生しやすいので、事故の発生防止に取り組み、場面に応じた適切な対応をすることが大切です。

## ②事故発生時

- ・事故が発生した場合は、以下のような役割で対応しましょう。

※役割分担の例：応急処置、救急蘇生、救急車の出動要請、医療機関への同行、事故の記録、保護者及び学校医や関係機関等への連絡

## ③事後対応

- ・事故の記録を基に、原因や改善点を明らかにし、再発防止に努めましょう。



## (4) 災害への備え

### ①安全確保

- ・避難経路は日常的に点検を行う必要があります。ロッカーや棚等の転倒防止や荷物の落下防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼るなどしましょう。
- ・発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測、共通理解しておくことが重要です。

### ②避難訓練

- ・子ども自身が発達過程に応じて、災害発生時取るべき行動や態度を身に付けておくことを目指して行いましょう。
- ・災害は予想を上回る規模で起こることもあるため、想定にとらわれず、より適切な行動を取る必要性について全職員が理解しておくことも重要です。
- ・保護者への連絡方法や引き渡し方法を周知し、可能であれば訓練も行いましょう。
- ・関係機関とは、定期的に行う避難訓練への協力等を含め必要な連携や協力が得られるように、日頃から関係を築いておくことが重要です。
- ・第二避難場所への避難も取り入れましょう。地域の方々（区長さん、民生委員さんなど）にも避難訓練に参加していただき、互いに情報を共有しておきましょう。
- ・地域住民が園に一時的に避難する場合についても想定しておくといでしょう。

### ③災害発生時

- ・災害発生時には以下のような役割で対応しましょう。

※役割分担の例：避難場所への避難・誘導、応急処置、救急蘇生、救急車の出動要請、医療機関への同行、災害の記録、保護者及び関係機関等への連絡

- ・各市町村の支援の下、地域の防災計画に関連した協力体制を構築することが重要です。

※協力が必要な関係機関：消防、警察、医療機関、自治会、近隣の商店街や企業、集合住宅管理者等

### ④事後対応

- ・施設内外の安全確認や避難後の情報収集、二次災害への対応などが必要になります。

## (5) 感染症の集団発生予防

### ①感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応

- ・室温や湿度の管理、遊具の消毒、蛇口やドアノブなどの消毒等を行いましょう。
- ・バランスのとれた食事、睡眠や休息、衣服の調整、手洗い・うがい、咳エチケットなど、年齢に応じた健康教育をしましょう。



### ②感染症が発生したとき

- ・感染症が発生した場合、全職員が情報を共有し、速やかに保護者に情報を伝えましょう。
- ・嘔吐物の処理は「素早く、丁寧に、正しい手順で」行いましょう。

<用意しておく物> ・マスク ・使い捨ての手袋、エブロン、布や新聞紙  
・ポリ袋 ・次亜塩素酸ナトリウム

<留意事項> ・菌が空中に飛散しないよう新聞紙等で上から覆い、換気を行う。  
・その場に居合わせた子どもが他の子どもと接触しないようにする。  
・嘔吐物を処理した後 48 時間は、下痢・嘔吐の症状が現れないか注意する。



子どもは小学校入学と同時に突然違った存在になるわけではありません。子どもの発達や学びは連続しています。乳幼児期の教育・保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながります。乳幼児期に育みたい資質・能力が基盤となり、小学校教育に生かされるよう、小学校教育との連携・接続を図るよう努めることが大切です。

## 取組内容

## ポイント

乳幼児期にふさわしい教育・保育を充実させることが重要です。

- ・子どもが好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てましょう。
- ・子どもたちが協同して遊ぶ経験を積み重ねることができるようにしましょう。
- ・子どもがうまくできないことも諦めず、「もっとこうしてみよう」と更に考え工夫していくことができるようように支援しましょう。
- ・子どもが物事に積極的に取り組み、自分なりに生活を作っていくことができるようにしたり、自分を向上させていこうとする意欲が生まれやすくなるようにしましょう。

## (1) 幼児と児童の交流活動の継続的な実施 → 【事例1】

- ・円滑な接続のために、幼児と児童が交流する機会を設けましょう。その時、目的・計画を明確にし、継続して実施することや互恵的な取組にすることが大切です。
- ・幼児が小学校生活について知り、小学生への憧れや小学校生活への期待感を持てるようにしましょう。特に就学前の幼児が小学校の活動に参加するなどの交流活動は、就学に向けて自信や期待を高めたり、極端な不安を取り除いたりするために有効です。

## (2) 子どもの育ちや互いの教育の理解

- ・小学校とその校区内にある全ての保育所・認定こども園・幼稚園が集まって、情報交換や交流などを進めることが大切です。

## ① 情報交換の工夫

<「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用する> → 【事例2】

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりしましょう。映像や写真等の活用が有効です。
- ・保育者から小学校の教師に、子どもの成長や教師の働き掛けの意図を伝えましょう。
- ・保育者と小学校の教師が共に子どもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めましょう。

<園所・学校だよりを活用する> → 【事例3】

- ・行事や子どもの様子等が書かれた園所・学校だよりを互いに見ることは、子どもの育ちや互いの教育を理解する上で有効です。

## ② 指導要録（保育要録） → 【事例4】

- ・園所から小学校に送る指導要録（保育要録）の指導に関する記録の指導上参考となる事項（保育に関する記録の保育の展開と子どもの育ち）は、児童の指導に生かされるよう、読み手で受ける小学校の教師に子どもの姿が簡潔に伝わるように書きましょう。

### (3) スタートカリキュラムとの接続を意識した教育課程（全体的な計画）の編成

- ・現在ある教育課程（全体的な計画）が、5領域のねらいへ向かう各内容が主体的な遊びの中でしっかり経験できるようになっているか、「環境を通して行う教育（保育）」「遊びを通じた総合的な指導」を実現しているかを見直し改善しましょう。
- ・就学が近くなった期（各園所で接続期と捉える期）に「接続期」と追記しましょう。
- ・最後の期が終わったときの姿（修了時の姿）を教育課程（全体的な計画）に明記しましょう。

#### ポイント

この修了時の姿を就学先の小学校に送ることで、小学校はスタートカリキュラムのねらいにつながる姿として、活用することができます。

#### 参考

##### <スタートカリキュラムの基本的な考え方>

一人一人の児童の成長の姿からデザインしよう

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえる。
- ・幼児の発達や学びの様子を理解した上で行う。

児童の発達の特性を踏まえて、時間割や学習活動を工夫しよう

- ・10～15分程度の短い時間を活用して時間割を構成する。
- ・具体的な活動の伴う学習活動を位置付ける。
- ・児童の意欲の高まりを大切にす。

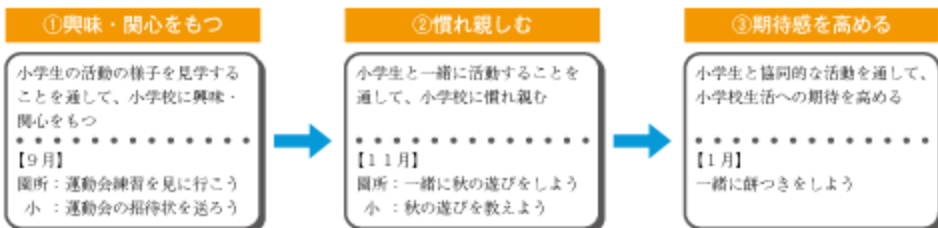
生活科を中心に合科的・関連的な指導の充実を図ろう

- ・児童の発達の特性（自分との関わりを通して総合的に学ぶ）を踏まえる。

安心して自ら学びを広げていけるような学習環境を整えよう

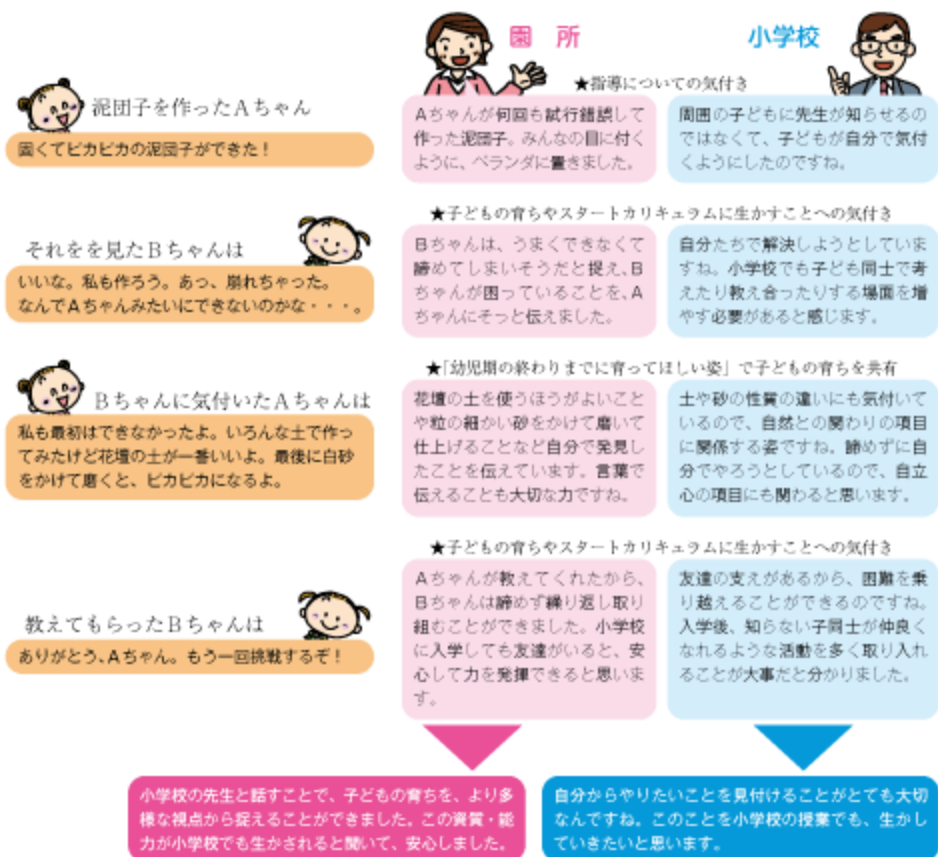
- ・児童が安心感を持ち、自分の力で学校生活を送ることができるようにする。

## 【事例1】幼児と児童の交流活動等の継続的な実施



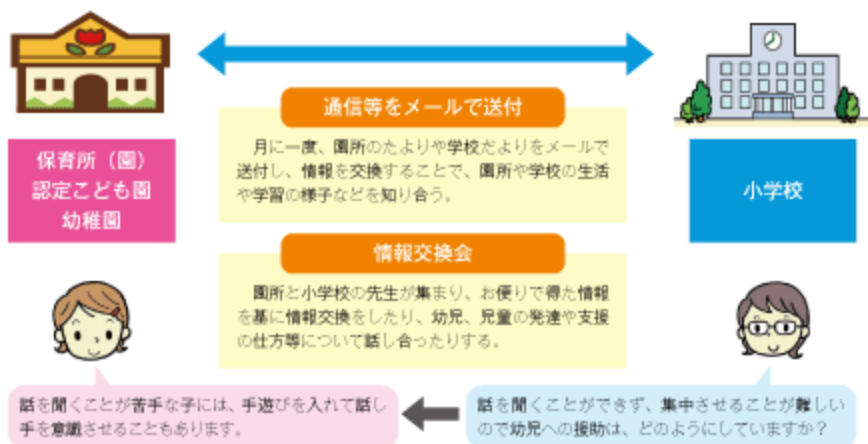
園所の子どもたちにとっても、小学生にとっても、交流のメリットをもたらすように、保育者と小学校の教師との間で、交流の目的や意義を共通理解し、計画段階から話し合いをもちましょ。また、事後にも実施した交流の成果や課題を話し合っておきましょう。

## 【事例2】「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した情報交換



子どもの遊びの姿から、その遊びを通して子どもの中にどのようなことが育っているかを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かして伝えましょう。

### 【事例3】園所・学校だよりの活用



互いの行事予定が分かると、交流も計画しやすくなります。小学校の学校だよりを園所の保護者も見られるように掲示するのもいいですね。

### 【事例4】指導要録（保育要録）の記入に当たって

「ねらい及び内容」（「保育の内容」）に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるものを記入します。

その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意しましょう。

特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意しましょう。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入しましょう。

指導の重点等	平成	年度
	（学年の重点）	
	（個人の重点）	
指導所参考となる事項	1年間の指導の過程と子どもの発達の姿を記入しましょう。	
	園所の生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの姿を記入しましょう。	
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿		

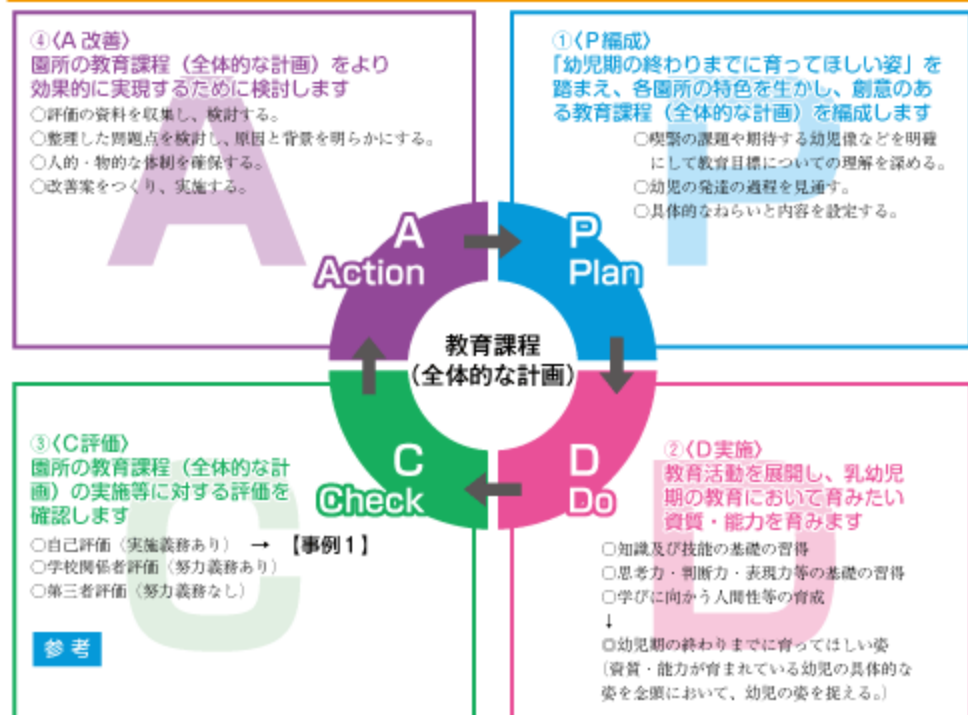
※保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録、認定こども園子ども要録、幼稚園幼児指導要録の様式はそれぞれ若干異なりますが、記入上の留意事項は同じです。

指導要録（保育要録）の写しを送付するだけでなく、実際に小学校の教師と顔を合わせ、指導要録（保育要録）を基に、子どもの様子や指導方法について引き継いでいきましょう。

保育の質を向上させるためには、実践を常に振り返り、園所経営の充実・改善につながるカリキュラム・マネジメントを適切に実施することが重要です。各園所において、教育活動や運営について目標を掲げ、年間を通じた長期のPDCAサイクルの達成状況や達成に向けた取組を適切に評価・改善したり、長期と短期のPDCAサイクルを連動させて評価・改善したりすることで、教育活動の質の向上を図ることができます。

## 取組内容

## (1) 年間を通じた長期のPDCAサイクルを通しての教育課程(全体的な計画)の編成・実施・評価・改善



## 参考

『学校関係者評価』とは、保護者や地域住民など、園所に関わりのある人たちによって評価委員会などをつくり、「自己評価」の結果について評価するもの、「第三者評価」とは、園所と直接関係を有しない専門家などが園経営などを客観的に評価するものです。

※参考資料：文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン」や厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」等を活用しています。

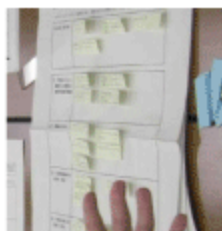
## (2) 長期と短期のPDCAサイクルを連動させた教育課程(全体的な計画)の編成・実施・評価・改善

- ・長期的な見通しをもった年、学期、月などの長期の指導計画(年間指導計画等)と、それと関連してより具体的な幼児の生活に即して作成する週の指導計画(週案)や日の指導計画(日案)等の短期の指導計画の両方を連動させて、教育課程(全体的な計画)全体の評価・改善を図ることが大切です。 → 【事例2】

## 【事例1】自己評価の工夫

### ○ 園所全体で組織的に自己評価を進める

- ・教育課程（全体的な計画）や重点目標について、年度当初に共通理解を図り、その後も適宜、見直しや改善する時間を設けていきましょう。
- ・保育者の意見集約の段階でグループディスカッションを行い、経験年数の違いから生まれる意見や視点を今後の実践に生かしていきましょう。
- ・改善策については、KJ法を使って問題点を分類しまとめ、誰が、いつまでに、どのように改善していくかを全員で協議していきましょう。



### ○ 保護者からのアンケート結果を自己評価に関連させる

- ・自己評価を進めていくにあたり、保護者にアンケートの協力を得て、その結果も評価対象にしていきましょう。1学期の終わり、2学期の終わりの2回にわたり、項目を同じにしてアンケートを実施し、その成果や反省から自己評価していきましょう。

## 【事例2】教育課程（全体的な計画）の評価・改善の工夫

### ○ 短期のPDCAサイクルと連動させて教育課程（全体的な計画）の評価・改善を行う

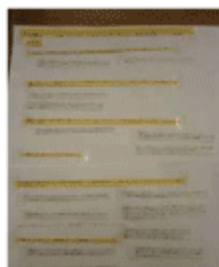
- ・定期的に副園長・主幹教諭等と各年齢で会議を設定し、保育者の日々の振り返り（取組1参照）を手掛かりとして教育課程（全体的な計画）の見直しをしていきましょう。年度末には全体的な資料が揃うので、それらを基に次年度の計画を以下のように改善していきましょう。

<学期ごとの年間指導計画の見直し例（3年保育4歳児の見直し）>

- ① 年間指導計画の4歳児V期をカラーの用紙でコピーをし、子どもの姿、ねらい、内容、環境の構成の視点などの項目ごとに切り分けて、別紙に間を空けながら貼っておく。
- ② この期に当てはまる週案（4歳児V期4月～5月）を白い紙にコピーし、同じように切り分ける。
- ③ 週案を切り分けたものを、①の当てはまる項目に貼っていく。
- ④ 次の視点を大事にして、保育者で検討していく。
  - ・ねらい、内容、環境の構成の視点などは適当であったか。
  - ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえて、子どもの成長は見られたか。
  - ・新しく指導計画に入れていく必要なものがあるか。など
- ⑤ 検討したことを来年度の指導計画として改善しておく。

#### ポイント

- ・切って貼っていく作業は大変ですが、整理することで、分かりやすく評価反省ができ、来年度に生かすことができます。



### Ⅲ 取組の方向（3つの側面）と方策（10の取組）について

## 2 家庭における子育ての充実と豊かな親子関係づくりへの支援

### 取組

## 9 保護者への支援

子どもの健やかな成長を支えるには、家庭における安定した親子関係を築くことが大切です。そこで、保護者が安心して子育てをするために、園所では、子ども理解の機会や子育てに関する情報の提供、子育ての相談の場をつくっていくことで、保護者が子育てへの不安を解消し、子育てを楽しめるように支援していきましょう。

### 取組内容

#### （1）安定した親子関係につながる支援

##### ①保護者に対する言葉掛けの留意点

- ・保育者から積極的に声を掛けるようにしましょう。顔を見て直接話をするのが重要です。日頃から、あいさつの他にプラスして一言添えるようにしましょう。特に日常の保護者の子どもに対する温かいまなごしを感じたエピソードや心配り、子どもの最近の成長に関する一言です。保護者が、子育ては楽しいと思えるような関わりを心掛けましょう。

「初めて歩いた」「歯が抜けた」などは、特に気をとめて丁寧に伝えていきましょう。保育者と保護者が、一緒に子どもの成長を喜び合えるチャンスです。



保育者と話していることを他の保護者に見られるのを嫌がる保護者もいますので、場合によっては電話などで事前に連絡を取り、改めて時間と場所を設定するような配慮も大切です。保護者の話を聞くときは、保護者の思いの理解に努め、その思いを受け止めるようにしましょう。



##### ②個人面談・家庭訪問

個人面談や家庭訪問は大事です。なぜなら、次のことが伝えられます。

- ・育っている力や体験に関わる内面的な心の動き
- ・その子のよさが発揮されている姿
- ・一見後退しているように見える姿や思うようにならない姿の内面で育まれている、生きる力の基盤となる資質・能力

このようなことを伝えることは、保護者の不安を軽減することにつながり、保護者が子どものよいところに目を向けたり、子どもの発達に見通しをもったりすることにつながります。そして、保護者の安心感が、子どもの成長を支えることとなり、園所に対する信頼感や連携することの必要感につながるでしょう。

##### ③写真を効果的に用いた記録の活用

- ・写真を用いた記録には、ドキュメンテーションやラーニング・ストーリーなどがあります。子どもの興味・関心や心情に目を向け、子どもを肯定的に見る方法であり、子どもの育ちや遊びの過程を写真や文章など見える形で記録するものです。子どもの学びが可視化できるので、保護者と子どもの成長や体験を共有することができます。子どもの内面を推しはかりながら、保護者との対話が進みます。



### 関心をもつ

遊びや話題、ものに興味・関心を示している。よく知っているものに親しんだり、初めてのことやものに心を寄せたりしている。なぜ、関心を示しているのかを考えてみましょう。

### 熱中する

遊びや話題、取組に夢中になったり、集中力を維持させたりしている。背景にある安心感や心地よさにも目を向けてみましょう。

### 気持ちを表現している

言葉による表現に限らず、絵や製作物、歌、視線、仕草、姿勢など、様々な方法により気持ちを表している。

### チャレンジしている

難しいこと、分からないことに対して、諦めずに取り組んでいる。困難なことに対して、方法を考えたり、環境を変えようとしていたりして、試行錯誤を繰り返している。

### 自ら責任を担う

友達や保育者からの言葉掛けに応答したり、一緒に活動したり、他の子どもに手を貸したりして、自分の役割を果たしている。

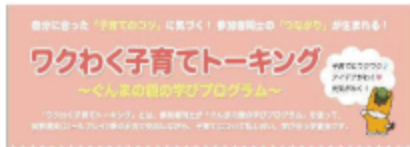


写真を用いた記録作成  
着目ポイントの例

## (2) 保護者が子育てを楽しめるような支援

### ①保護者会

- ・年や月、発達などのまとまりで保育の計画を示し、子どもの発達の道筋や保育者の関わり方などの情報を伝えると、保護者は子どもの発達に見通しをもつことができ、安心できます。また、群馬県教育委員会で推進している「ワクワク子育てトークング ～ぐんまの親の学びプログラム～」を活用することで、保護者の学び場を提供することができます。これは、子ども同士のもめ事や親子関係、生活習慣などをテーマにロールプレイやグループ協議を通して、保護者が自身の課題に気付く機会を提供するものです。(資料参照)



### ②保育参加

- ・保育参加とは、保護者が「先生（サブティーチャー）」として、園所での子どもの遊びや活動に参加することです。子どもの遊び、友達と関わる過程でのもめ事や折り合いをつけることなどの意味を理解したり、保育者の子どもの内面に寄り添ったきめ細やかな関わりを見たりして、園所に対する信頼感を築き、保護者自身の子どもへの関わりを見直すきっかけとなることが期待できます。さらに、保護者が子どもの新たな一面を知り、子どもの世界へ関心を寄せるきっかけにもなるでしょう。

### 保育参加の目的

- ①保護者に園所の教育活動を具体的に知ってもらうこと。「環境を通して行う教育」「遊びを通しての総合的な指導」「乳幼児期にふさわしい生活の展開」とはどのようなもので、具体的にどのようになされているのかについて理解を深めてもらうということ。
- ②保育者の子どもへの関わり方を見ることや子どもの世界を体感すること、保育後の話し合いを通して、子どもの発達の道筋や遊びのもつ教育的意義について理解を深めたり、子どもに対する見方や考え方を広げたり、子どもへの関わり方を学んだりして、家庭や地域における子育ての一助にしてもらうこと。
- ③園所と家庭との連携を一層深め、子どもたちがより健康で生き生きと育ち、豊かな生活が送れるようになること。



### 実際に保育参加を計画する際の留意点

- ・保育参加の趣旨を保護者に資料や口頭で伝えましょう。  
※守秘義務について、十分説明すること。



「先生」ですから、保育中に知り得たことについては守秘義務があります。「○○ちゃんがけんかして…」などと口外することは、絶対にしないでください。もめ事やけがなど、保護者の方に伝える必要があることは、担任に話してください。担任から伝えます。併せて、子どもに対して「お父さんの仕事は？」などと、子どもの遊びや生活に全く関係のないことを聞いたり話しかけたりすることも、「先生」が行う教育活動ではありません。指導者たる「先生」であることを絶対に忘れないでください。

- ・年間の保育参加の日程を伝え、希望日を募り調整しましょう。学級の規模にもよりますので、子どもの人数に見合った参加になるようにしましょう。
- ・事前の打ち合わせをしましょう。短い時間でもよいので、一日の流れ及び子どもと関わる際の留意点などを説明しましょう。

### 保育参加の感想

- ・泥団子を作っているうちに、自分の泥団子が妙に愛しく、愛着がわくという経験をしました。大量の製作物を持ち帰る子どもに、「捨てるか・しまうか」の選択を強いていた私ですが、作る時の子どもの思いを想像すると、認めたり共感したりしてあげたいと思いました。
- ・先生は、決して先に答えを出していません。子ども自身で答えを導き出すことをじっくり待っています。先回りしてしまうことは、子どもの「考える」ということを妨げ、「できた」という達成感や満足感を奪い、次に向かう「意欲」を削いでしまいます。気を付けなくては、辛抱強く待たなくては、と思いました。
- ・水を使って楽しく遊びましたが、とても気持ちよく、体を思い切り使って遊ぶことで、子どもとの心の距離が近づく感じでした。家庭でも、一緒に体を動かして遊ぶ時間ももちたいです。
- ・大きなイモムシを見つめる子どもを見て、子どもたちの自然への興味や好奇心の強いことが分かりました。家でも自然に触れる機会をもとうと思いました。
- ・もめ事が発生したとき、解決までに時間はかかりますが、自分の思いを互いに言い合い、子どもたちなりに折り合いをつけていく姿を見て、もめ事を経験することの大切さ・価値に改めて気付きました。
- ・遊びに友達を誘ったり、約束事を確認したり新しく作ったり、役割分担を話し合いながら決めたり、そうした社会に出てから役立つ力の基礎を日々の遊びの中で身に付けていっているのだな、ということを実感しました。

### ③園所だより・クラスだより

「園所だより」や「クラスだより」で、発表会や運動会、取組祭、遠足に向かう過程や事後の関連した遊びなどについて、その過程で生まれている子どもの資質・能力を視点に丁寧に伝えていきましょう。特に、保護者が参加する当日の出来栄に、保護者の目が偏らないようにする配慮が必要でしょう。行事等の目的や遊びや生活の一部としての捉えを明確にして、保護者が園所と同じ視点で子どもたちを受け入れられるようにしていきましょう。

## (3) 保護者の悩みや不安、困り感に寄り添う支援

子どもの様子に変だなと感じることがある場合には、保護者の様子にも気を配りましょう。また、保護者がいつでも気軽に相談できる雰囲気や体制をつくりましょう。

### ①保護者に育児不安が見られる場合

子どもとの適切な関わり方や育て方が分からなかったり、子育てをする上で孤立感を抱いたりして、子育てに悩みや不安を感じる保護者もいます。このような保護者に対して保育者は、

専門性を生かして、一人一人の子ども理解を基に保護者の状況に応じた支援を心掛けましょう。個別の支援を行う場合には、保育者の組織的な対応が可能になるように園所での支援体制の構築が重要です。また、必要に応じて専門機関と連携をしましょう。

### ②子どもに障害や発達上の課題が見られる場合

子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、特に家庭との連携を密にして、子どもだけでなく家庭への援助に関する計画や記録を作成するなどの対応が必要です。また、育てにくさを感じている保護者に対しては、子育てに前向きになれるように、園所で捉えたその子のよさを伝えたり、園所の保育者や療育機関と協力しながら支援したりしていきましょう。就学については、保護者の気持ちや考えを丁寧に受け止めながら、小学校や特別支援学校等の就学先との連携を図りましょう。他の子どもや保護者に対しても、園所としての方針や取組について丁寧に説明するとともに、必要に応じて障害に対する正しい知識を伝えるなど配慮しましょう（参考：取組4 特別な配慮を必要とする子どもの保育）

### ③不適切な養育が疑われる場合

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、園所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じ得る恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分にを行い、保護者と子どもの関係に気を配り、市町村をはじめとした関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行いましょう。その支援は、保護者の養育の姿勢に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることにつながります。

虐待が疑われる場合は、児童相談所へ通報します。虐待通告等に関しては、日頃から、保護者総会や保護者への通信などで、児童虐待防止における園所の通告義務等を周知しておくことが保護者との信頼関係維持に有効となります。通報する前には、子どもの状態の確認や保護者への聞き取りをします。群馬県教育委員会が発行している「児童虐待から子どもたちを守るために」を活用しましょう。（資料参照）



### ④特別な配慮を必要とする家庭の場合

特別な配慮を必要とする家庭では、次のような社会的困難を抱えている場合があります。それは、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していること、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なることなどです。こうした問題に不安を感じている保護者は、問題を抱え込む場合もありますので、保育者は送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、保護者の不安感に気付くよう努めましょう。保護者の意向や思いを理解した上で、必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携するなど、社会資源を生かして支援しましょう。

個別に丁寧に対応することが大切です。  
例えば、物の準備をお願いしたい場合などは、実物を見てもらい、明確なイメージを伝えましょう。

通信などは、配慮は必要なのか、ひらがなで対応可能なのか、翻訳が必要なのかなど、ご家庭の状況を把握して対応しましょう。



## Ⅲ 取組の方向（3つの側面）と方策（10の取組）について

### 3 地域社会や関係機関等との連携を生かした保育の推進

#### 取組

# 10

## 地域社会との連携

園所と家庭、地域社会との相互作用により、子どもの生活は更に豊かになっていきます。そのために、地域の資源を効果的に活用し、地域性に応じた保育を推進することが望まれます。

#### 取組内容

#### （1）保育者による積極的な地域理解

- ・園所のあるご近所の方々とは積極的に交流しましょう。
- ・園所がある地域、子どもが過ごしている地域の歴史や文化、特徴的なものや特色などについて、保育者が積極的に知ることに努めましょう。

##### ①園所周辺の散策

- ・園所の周りを歩きましょう。その際、子どもとの話に出ていた通園通所時に通る場所や見るものを念頭に置きながら歩きましょう。地域社会の理解のみならず子ども理解も進みます。さらに、危険箇所の発見にもつながります。
- ・地域の方に、園所や保育者の存在を認識してもらいましょう。あいさつをしたり、地域における子どもの様子を聞いたりしましょう。子どもたちと園外保育や散歩に出かけたときに、温かく見守っていただける関係になると、保育者の安心感にもつながります。

##### ②歴史・文化財・地域の取組などの情報収集

- ・自治会や市町村役場等に依頼して、地域の回覧板や広報などを回してもらったり、配付してもらったりすると、園所周辺の地域情報が収集できます。お祭りやイベント、道路清掃等の情報を得られると、子どもや保護者との話はずみです。また、ご近所や地域の役員さんとの連携にも好効果が得られるでしょう。

#### （2）地域と園所をつなげる交流の推進・充実

- ・園所が地域に出て行く機会をつくりましょう。また、地域の方々に園所に来ていただく機会をつくりましょう。

##### ①地域の行事への参加 → 【事例1】

- ・地域の夏祭りや文化祭などで、踊ったり、子どもの製作したものなどを出展したりして参加するのもよいでしょう。その際、留意することは、基本的に遊びの中で踊っていたものや作ったものを生かしていきましょう。特別に時間を取り、重点的に指導するようなことは子どもたちの負担になり、楽しい思い出になりません。そのために、祭りの曲をCD等に入れ、日常的に子どもが使えるようにするなど環境の構成を工夫しましょう。

##### ②地域の活動サークルとの連携 → 【事例2】【事例3】

- ・園所で行事等を行う際に、地域の活動サークルと積極的に連携しましょう。地域によっては、大学や専門学校、高等学校との連携も考えられます。

##### ③地域における子育ての支援センターとしての役割 → 【事例4】

- ・地域における子育ての支援センターとして、地域の子どもや子育て家庭を支援していきましょう。未就園児対象の親子遊びや「お母さん教室」など、地域のニーズに合わせて企画したり、子育てについての相談に乗ったりしていきましょう。

### 【事例1】七夕まつり（地域行事への参加）

6月下旬、園庭の竹を切り、各保育室の前に固定します。保育室の前に運ぶのは、年長児です。小さい子どもたちにお礼を言われ、嬉しそうな表情が見られます。子どもたちが竹の葉に手が届くように固定すると、折り紙や紙テープなどで思い思いに飾りを作り結びつける姿が見られます。



「街の『七夕まつり』から招待状が来たよ」年長児に伝え、前年のことを思い出し、「みんなの飾りを持って、街に飾り付けに行こう」と口々に言い始めます。

保育者と保育参加の数名の保護者先生と一緒に、街へ出かけます。自分の作った飾りはもちろん、小さい子どもたちから預かった飾りも責任をもって結びつけます。

高くあがった七夕飾りを見上げて、みんなで「たなばたさま」を歌います。子どもたちの歌は、商店街に響きます。



### 【事例2】まゆ玉団子づくり（園所行事）

市町村食生活改善推進協議会の地域別班活動として、園所がある地域のみなさんが、子どもたちと触れ合いながら昔ながらの行事について教えてください。



お正月には、まゆ玉団子づくりです。地域では、「おまいだま」と言います。養蚕についても伝えてくれます。

自分で作った「おまゆだま」をミズキの枝につけ、地域で行われる「どんど焼き」に出かける子どもたちも多いようです。



### 【事例3】人形劇がやってきた（園所行事）

「お楽しみ会」に、地域の人形劇サークルの方に来ていただきました。ご自分たちで、人形づくりからされていて、ピアノの伴奏や可会の方もいて、本格的な人形劇団です。ボランティアで地域の学校や園所で活動されています。大きくて表情豊かな人形たちの織りなす昔話に、子どもたちは大喜びです。遊戯室に非日常の世界をつくり、子どもたちの生活に潤いを与えていただきました。翌日からは、ペープサートを作り、お客さんと呼んで劇を楽しむ子どもたちの姿が見られました。

地域の方々なので、継続的な連携に努め、互恵性のある関係を築いていくことを大切にしています。



### 【事例4】手作りおやつ講習会（0、1、2歳児の子どもをもつ親のつどい）

「さつまいも団子」「牛乳かん」「しらすチーズおにぎり」「魅ラスク」「蒸しパン」など、園所で人気の簡単おやつ講習会を行いました。すべて、簡単でおいしい卵不使用のレシピです。グループに分かれて、栄養士、保育者の指導のもと、おやつ作りに挑戦しました。作りながら、子どもの発達や育児の相談、食事に関する質問等の会話を楽しみながら取り組みました。参加者からは、「栄養士からそれぞれの栄養素についての説明があり、とても勉強になった」「簡単に作れるので家でも作ってみたい」などの感想が聞かれました。参加者同士の交流も深まり、リフレッシュできる楽しい時間となったようです。



## < 参考資料 >

### 【保育に役立つ資料】

☆印のあるものは、群馬県、あるいは文部科学省などのwebページに掲載されています。

- ☆『保育所保育指針』（平成29年3月厚生労働省）、『保育所保育指針解説』（平成30年3月厚生労働省）
  - ☆『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（平成29年3月内閣府）、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』（平成30年3月内閣府）
  - ☆『幼稚園教育要領』（平成29年3月文部科学省）、『幼稚園教育要領解説』（平成30年3月文部科学省）
  - ☆『幼稚園教育指導資料第1集指導計画の作成と保育の展開』（平成25年7月改訂文部科学省）
  - ☆『幼稚園教育指導資料第3集幼児理解と評価』（平成22年7月改訂文部科学省）
  - ☆『幼稚園教育指導資料第5集指導と評価に生かす記録』（平成25年7月文部科学省）
  - ☆『生活管理指導表』（平成27年度改訂規程教育委員会）
  - ☆『幼児期運動指針』（平成24年3月文部科学省）
  - ☆『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（平成23年3月厚生労働省）
  - ☆『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（平成30年3月厚生労働省）
  - ☆『保育所における食事の提供ガイドライン』（平成24年厚生労働省）
  - ☆『学校における食物アレルギー対応マニュアル』（平成25年9月県教育委員会）：児童・生徒用
  - ☆『群馬県感染症情報』（県ホームページ）
  - ☆『子どもの救急ってどんなとき？』（県ホームページ）
  - ☆『学校災害対応マニュアル』（平成24年5月県教育委員会）
  - ☆『個別の教育支援計画』（県教育委員会ホームページ）
  - ☆『個別の教育支援計画』と『個別の指導計画』の活用Q&A～幼稚園、小・中学校、高等学校の先生へ～  
(平成30年7月県教育委員会)
  - ☆『ちょっと気になる子いませんか？』（平成21年県教育委員会）
  - ☆『つくってね。ほくとわたしの教育プラン』（平成22年県教育委員会）
  - ☆『特別支援教育を進めるためのポイント・幼稚園の先生へ6つのポイント』（平成20年4月県教育委員会）
  - ☆『幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告書）』（平成22年11月  
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議）
  - ☆『幼児期から児童期への教育』（平成17年2月国立教育政策研究所教育課程研究センター）
  - ☆『保育所における自己評価ガイドライン』（平成21年3月厚生労働省）
  - ☆『幼稚園における学校評価ガイドライン』（平成23年11月改訂文部科学省）
  - ☆『ぐんまの子どものための50のルールブック』（群馬県教育委員会）
  - ☆『めぶき保護者のための人権教育資料』（平成25年11月群馬県教育委員会）
  - ☆『家庭教育手帳ドキドキ子育て（乳幼児編）』（平成22年文部科学省）
  - ☆『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』（平成28年厚生労働省）
  - ☆『ワクワク子育てトークン～ぐんまの親の学びプログラム～』（群馬県生涯学習センター）
  - ☆『児童虐待から子どもたちを守るために一学校・教職員役割～』（平成31年2月群馬県教育委員会）
- ※安全指導で使用する紙芝居・視聴覚教材の貸し出しは、県生涯学習センター、県立図書館で

### 【保育で利用できる県有施設】

北毛青少年自然の家、妙義青少年自然の家、東毛青少年自然の家、ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、県立図書館、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館、生涯学習センター、ぐんまこどもの国児童会館、総合スポーツセンター等

### 【子どもの発達や子育てについて相談できる機関等】

児童相談所、保健福祉事務所、教育事務所、子ども教育支援センター（県総合教育センター内）、こどもホットライン24、まよい子のダイヤル（県生涯学習センター内）、発達障害者支援センター、高崎市子育てなんでもセンター

### 【市町村で実施している相談やサービス】

教育研究所、子ども発達支援センター、遠征指導教室、家庭教育学級、子育てサークル、子育て応援サイト、家庭児童相談、児童虐待相談、ファミリーサポートセンター、病児・病後児保育事業など

### ぐんま子育て応援インフォメーション

（県ホームページの外部リンク）には、役立つ情報がたくさんあります。

作成協力者（50音順、敬称略）（職名は平成31年3月現在）

【推進委員】

井上 香代子	(前橋市立柏川保育所長)
岩崎 千寿江	(幼保連携型認定こども園みどりのもり園長)
桑原 三七次	(東吾妻町立さかうえこども園長)
坂口 淳子	(県総合教育センター幼児教育センター長)
鈴木 佳子	(県教育委員会義務教育課長)
高梨 珠子	(高崎健康福祉大学教職支援センター長)
都丸 千寿子	(渋川市立橋小学校長)
羽鳥 尚之	(県総務部学事法制課長)
松永 あけみ	(明治学院大学教授)
森平 宏	(県こども未来部子育て・青少年課長)
柳 晋	(学校法人柳学園富士見幼稚園長)

【ワーキンググループ委員】

阿部 夏美	(高崎市教育センター指導主事)
石川 京子	(NPO法人リケンテージ理事長)
金子 仁美	(前橋市総合教育プラザ幼児教育センター指導主事)
黒熊 賢	(県教育委員会健康体育課指導主事)
黒澤 ゆみ子	(群馬大学教育学部附属幼稚園副園長)
鈴木 貴子	(県総合教育センター幼児教育センター主任指導主事)
関 美里	(県総務部学事法制課主事)
関 百合香	(みどり市立笠懸東小学校教諭)
高柳 恵美子	(伊勢崎市立茂呂幼稚園教諭)
中村 崇	(県総合教育センター幼児教育センター指導主事)
蜂須賀 和夫	(学校法人因分寺学園因分寺幼稚園長)
春田 晋	(県教育委員会義務教育課補佐(教科指導係長))
福島 こず恵	(県教育委員会義務教育課指導主事)
藤生 馨代	(県教育委員会特別支援教育課指導主事)
峰岸 佳代	(高崎市立吉井保育所長)
目黒 悦子	(県こども未来部子育て・青少年課保育指導員)
吉田 典子	(幼保連携型認定こども園三郷こども園長)
吉野 こず恵	(県教育委員会利根教育事務所指導主事)

【事務局】

春田 晋	(県教育委員会義務教育課補佐(教科指導係長))
福島 こず恵	(県教育委員会義務教育課指導主事)
羽鳥 正	(県総務部学事法制課補佐(私学振興係長))
関 美里	(県総務部学事法制課主事)
首藤 恵利	(県こども未来部子育て・青少年課保育係長)
目黒 悦子	(県こども未来部子育て・青少年課保育指導員)

<就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン>

- ◇発行日 平成31年3月  
 ◇連絡先 群馬県前橋市大手町1-1-1  
 電話：027-223-1111(代)  
 県教育委員会義務教育課  
 県総務部学事法制課  
 県こども未来部子育て・青少年課

